

①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は 困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する 新たな措置の内容 (必須)
千葉市 MRT株式会社 株式会社ミナカラ	国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業について	千葉市	<p>◆都市部における遠隔服薬指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> スマートフォンやタブレットのテレビ電話機能を活用した「遠隔医療プラットフォーム」を構築し、遠隔診療～遠隔服薬指導～処方薬の宅配までの一連の流れを都市部において実現することで、患者の通院負担を軽減し、生活利便性の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ライフスタイルの多様化やIT機器の普及が進んだ現代においては、都市部でも様々な事情のもと、遠隔診療が活用され始めている。 多忙なサラリーマンや子育て世帯など、「事情」でなかなか通院できない人の数が圧倒的に多い都市部において、遠隔診療～遠隔服薬指導～処方薬の宅配までの一連の流れを実現することにより、患者の通院負担軽減、生活利便性の向上につながり、ひいては通院率向上による慢性疾患等の重症化防止、早期予防による医療費の抑制が期待できる。 高齢者人口の増加により今後さらに重要度を増す在宅医療においても、遠隔診療が対面診療を補完するツールとして有効な手段となり得る。 	<p>H28.9.1施行の厚生労働省令によると、遠隔服薬指導利用者の居住する場所を訪問させることが容易でない場合の要件として、『当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する地域における薬剤師の数及び薬局の数が少なく、薬局と当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の居住する場所との間の距離が相当程度長い場合又は通常の公共交通機関の利用が困難な場合とする。』と定められている。</p> <p>厚生労働省施行通知(平成29年11月10日薬生発1110第2号)では、「特定区域」に関して、『地域のニーズを勘案し、附帯決議などの趣旨を踏まえた上で、特定区域を定めること』とある。</p> <p>厚生労働省施行通知(平成29年11月10日薬生発1110第2号)では、処方箋の取扱いについては、『利用者から医師又は歯科医師に対し、特定処方箋に基づく薬剤遠隔指導等を受けたい旨の申出があった場合、当該医師又は歯科医師は、患者側の利点を十分に勘案して、対面以外の方法により患者を診察した上で、特定処方箋を直接登録薬局開設者の薬局に送付することができる』との記載があるが、具体的な送付の方法は示されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特別区域法第20条の5第1項第2号 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第31条 <p>国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について(平成29年11月10日薬生発1110第2号)第2 特例の内容(3) 特定区域</p> <p>国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行等について(平成29年11月10日薬生発1110第2号)第2 特例の内容(5) 実施手順②</p>	<ul style="list-style-type: none"> 『地域のニーズ』を勘案し、都市部で「特定区域」を定めた場合であっても、省令で定める実施要件を満たすことは困難と考えられることから、都市部であっても遠隔服薬指導の実施を可能とする。 処方箋(原本)が到着するまで薬局は利用者に対して遠隔服薬指導が実施できないとすると、遠隔診療と遠隔服薬指導が別の日になってしまうなど、診療から服薬指導へのスムーズな移行が実現できず、利用者にとって利便性の高い仕組みにならない。 患者を介さずに医療機関から薬局に直接処方箋を送付できるのであれば、処方箋の複製・改変・使い回し等のリスクは極めて低いと考えられる。 そこで、医療機関からFAXもしくは電磁的方法(メール等)で送付された“処方箋の写し”をもって、薬局は遠隔服薬指導を実施できるようにする。 (※当該薬局は、医療機関から後日送付される特定処方箋(原本)を受領し、適切に保存することとする)